

**「帯広市岩内自然の村」廃止後の建物・土地の利活用に係る  
民間事業者選定のための公募型プロポーザル実施要領**

**1 実施の趣旨**

昭和 56 年 7 月開村の帯広市岩内自然の村（以下、「岩内自然の村」という。）は、青少年を中心とした市民の自然体験の場としての利用が減少し、施設の老朽化も進む中で、帯広市公共施設マネジメント計画に基づき検討した結果、行政が運営する自然体験施設としては一定の役割を果たしたと判断し、市施設としては令和 4 年度末に廃止することとした。

岩内自然の村は、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化が見込まれている日高山脈の山裾にあり、紅葉や峡谷の景勝地で釣り・川遊びができる岩内仙峡が隣接する自然に囲まれた野趣あふれる自然体験施設で、とから帯広空港から車で約 25 分と近く、市内中心部からは約 50 分の距離にある。周辺では、スノーピーク十勝ポロシリキャンプ場フィールドやパークゴルフ場があるほか、マウンテンバイクのトレイル整備など、アウトドアフィールドとして活用を進めている。

こうした中、昨年実施した「民間提案型調査」で把握した、観光分野や自然体験など建物・土地の利活用のニーズ等も参考に、岩内自然の村廃止後に自然環境や立地条件を活かしながら、地域の魅力向上や地域振興につながる建物・土地の利活用を行うため、公募型プロポーザル方式により民間事業者（以下「事業者」という。）を募集・選定するもの。

**2. 対象用地・施設の概要**

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 所在地                            | 北海道帯広市岩内町 70 番  |
| 土地面積                           | 129,694.02 m <sup>2</sup><br>・帯広市岩内町 70 番 1～3・5～7、2 線 53 番 1～3、54 番 5・11、西 1 線 55 番 14、56 番 10 の全域と 70 番 4 の一部<br>※このうち西 1 線 55 番 14 は地上権設定   |
| 既存施設の概要<br>(延床面積、部屋、<br>収容人員等) | ・農業体験実習館「山の家」(昭和 54 年建築)<br>鉄骨造 2 階建 878.93 m <sup>2</sup><br>休憩室 6 室 (計 78 人収容)、軽運動室、調理室、シャワー室、トイレ<br>・管理棟 (昭和 55 年建築)<br>鉄骨造平屋 260.05 m <sup>2</sup><br>多目的研修室×2 (計 60 人収容)、事務室、管理人室、トイレ<br>・バンガロー 10 棟 (昭和 54 年建築)<br>木造平屋 151.20 m <sup>2</sup><br>5～6 人用<br>・キャンプ場<br>10,000.00 m <sup>2</sup><br>収容人員 100 人<br>・屋外トイレ 2 棟 (昭和 55 年設置)<br>ブロック造 26.54 m <sup>2</sup> |

|            |   |       |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
|------------|---|-------|-----------------|-------|-----|---------------|-------|-----|---------------|-------|-----|------------|-------|-----|-------------|-------|
|            | <p>キャンプ場サイト（現在使用不能）、バンガローサイトに各1棟<br/>（一部に簡易水洗あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付属設備<br/>屋外炊事場×2、バーベキューハウス×2</li> </ul>   |       |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| 土地建物の権利状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地：帯広市所有（所管：経済部観光交流室観光交流課）<br/>※一部私有地に地上権設定</li> <li>・ 建物：帯広市所有（所管：生涯学習部生涯学習文化室児童会館）<br/>※未登記</li> </ul>   |       |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| 都市計画等による制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画区域外</li> <li>・ 岩内仙峡自然景観保護地区（北海道自然環境等保全条例）<br/>※建築物の新築、改築、増築などの際に、市に届け出が必要となる場合がある。</li> <li>・ 森林法の適用<br/>※立木の伐採などの際に、北海道・市に届け出が必要となる。</li> </ul>   |       |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| 管理状況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理運営受託者：日東美装興業株式会社</li> <li>・ 再委託業務：消防設備等の点検、ボイラー・給水点検、ごみ処理業務、電気保安管理業務、水質検査業務、し尿処理業務、貯水槽清掃、館内特別清掃</li> </ul>   |       |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| 特記事項       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年の建築基準法改正前の建造物であり、耐震強度が旧耐震基準内である可能性あり（農業体験実習館「山の家」・管理棟等耐震診断未実施）。</li> <li>・ 令和元年10月の市による保全点検の結果、直ちの対応を要するものではないが、実習館の宿泊棟の基礎部分やバルコニー及び管理棟の床については精密な検査や調査が必要。また、実習館の宿泊棟や管理棟の屋根、野外照明、排水設備は劣化が進行。</li> <li>・ 目視点検では確認されていないが、施設の一部でアスベスト含有の可能性あり。</li> <li>・ 上下水道が未整備の区域のため、現行の湧水に塩素注入する給水施設の維持管理が必要。また、下水は浸透枘を使用。</li> <li>・ トイレは汲み取り式で、一部簡易水洗。</li> <li>・ NTT設置の電柱について、設置部分の土地をNTTに使用させる契約が必要。</li> <li>・ Wi-Fi設備未設置。（光ファイバー敷設済み）</li> <li>・ 冬季未除雪区間約550mあり。</li> <li>・ 主な修繕履歴 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>H16</td> <td>実習館軽運動室スピーカー等修繕</td> <td>368千円</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>かまど上屋・炊事場塗装修繕</td> <td>497千円</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>かまど上屋・炊事場塗装修繕</td> <td>499千円</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>取水施設フェンス修理</td> <td>319千円</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>簡易水洗トイレ改修工事</td> <td>235千円</td> </tr> </table> </li> </ul> | H16   | 実習館軽運動室スピーカー等修繕 | 368千円 | H23 | かまど上屋・炊事場塗装修繕 | 497千円 | H24 | かまど上屋・炊事場塗装修繕 | 499千円 | H27 | 取水施設フェンス修理 | 319千円 | H30 | 簡易水洗トイレ改修工事 | 235千円 |
| H16        | 実習館軽運動室スピーカー等修繕   | 368千円 |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| H23        | かまど上屋・炊事場塗装修繕   | 497千円 |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| H24        | かまど上屋・炊事場塗装修繕   | 499千円 |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| H27        | 取水施設フェンス修理  | 319千円 |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |
| H30        | 簡易水洗トイレ改修工事   | 235千円 |                 |       |     |               |       |     |               |       |     |            |       |     |             |       |

※土地・建物・工作物の詳細は別紙資料P9・10参照。

### 3. 利活用条件

本施設の事業者による利活用にあたっては、令和5年度以降の期間で、本市から事業者に対し、建物（工作物も含める。）（以下、「建物等」という。）については売却、土地については10～30年の期間で有償貸付する。利活用に係る経費は事業者が負担し、本市は施設の新築や改修、管理運営の一切の経費負担は行わない。

#### (1) 利活用分野

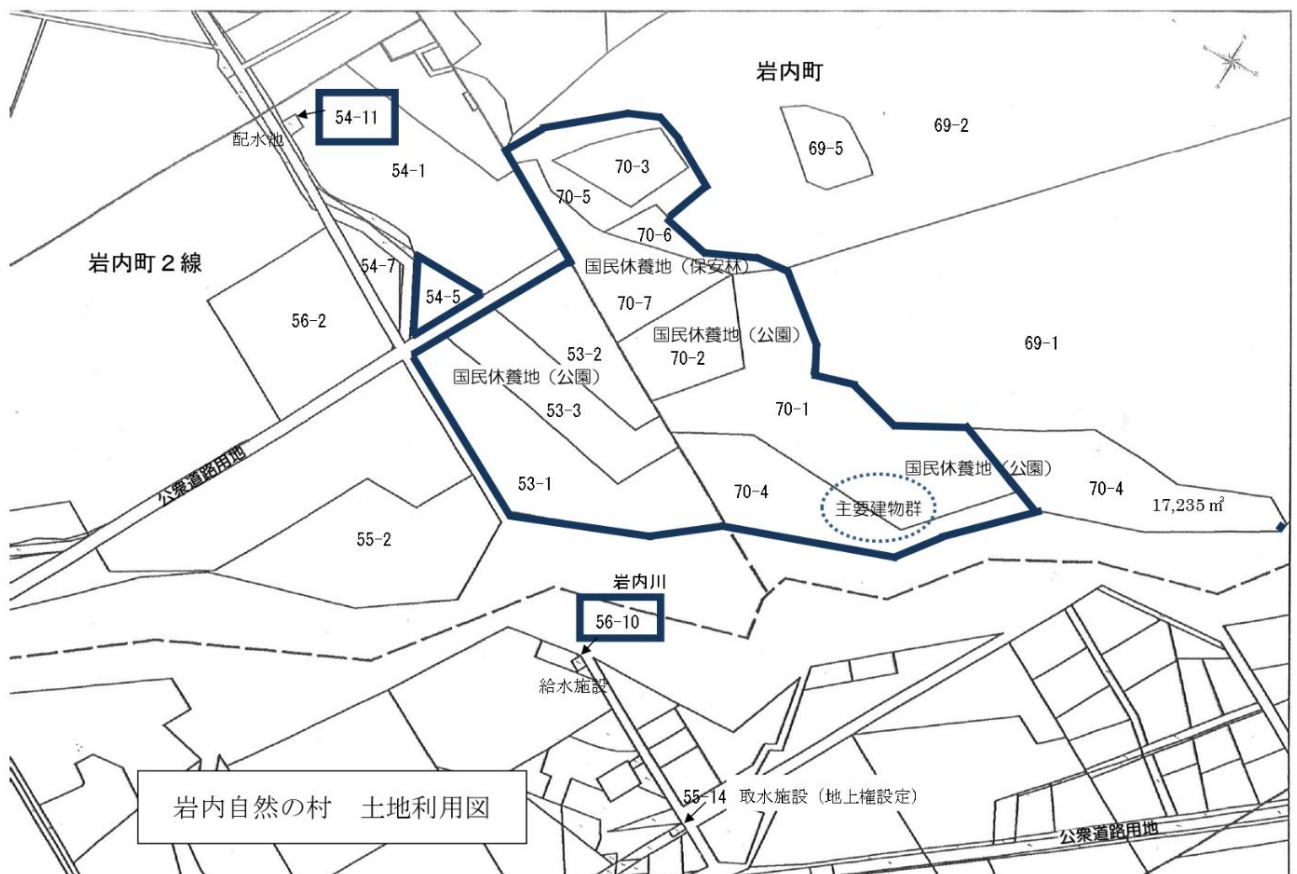
利活用の提案にあたっては、環境保全に配慮しながら、施設や周辺環境を活かし、地域の価値及び魅力を向上させるとともに、市内外の人が利用でき、岩内町周辺や市全域の地域振興が図られる内容とすること。また、観光や自然体験、農業体験、ワーケーション、食の取り組み及びこれらに類する分野のいずれかの事業内容を含めた提案とすること。

なお、宗教や政治目的での利用は禁止する。

#### (2) 利活用範囲

- ・建物等・土地はセットで、同一事業者による利活用とする。
- ・建物等は、給水施設等を含め全てを一括して売却する。
- ・土地については、129,586.02㎡を一括して貸付する。（下図、太枠部分）

※取水施設の土地 108㎡は、私有地のため地上権設定



#### (3) 利活用期間

令和5年度以降の期間で、土地の貸付期間を10年以上30年以内の範囲内で設定して、提案すること。（上記の範囲で、より長期の方が望ましい。）

#### (4) 建物等の売却

建物等の売却価格については、本市の定める最低価格以上の金額で提案すること。また、実際の売却価格は、事業者からの希望価格（税抜き）と本市の定める最低価格（税抜き）を比較し、高い方の価格に消費税相当分を加えた額とする。

最低価格 7, 510, 000円（税抜き）

※不動産鑑定評価を参考に市が設定したもの。

※税込み価格は 8, 261, 000円

#### (5) 土地の貸付

土地の貸付料については、本市の定める最低貸付料以上の年額で提案すること。また、実際の貸付料は、事業者からの希望価格と本市の定める最低貸付料を比較し、高い方の価格とする。

最低貸付料 年額 117, 600円

※不動産鑑定評価を参考に市が設定したもの。

※非課税

#### (6) 転貸・転売の禁止等

契約期間中は、本市との基本協定（P9の17.(1)を参照）において合意した事業計画に基づく利用に供すること。

その期間中は、本市が承認した場合を除き、次の事項を禁止する。

ア 本件土地の形状又は形質を変更すること。

イ 本件借地権の他の者への譲渡若しくは転貸、又は本件借地権に対して担保権その他の使用権若しくは収益を目的とする権利を設定すること。

ウ 本件土地に設置する建物等を賃貸し、譲渡し、又は本件借地権に対して担保権その他の使用権若しくは収益を目的とする権利を設定すること。

エ 本件建物等を事業計画に規定する目的以外に使用すること。

#### (7) その他

ア 建物等・土地は現状有姿のまま引き渡すので、改修や修理等は事業者の負担で行うこと。また、引き渡し時の既存物品については、事業者が無償で譲渡する。

イ 貸付する土地に市が設置している電柱は、一括して事業者が無償で譲渡する。なお、当該電柱を撤去しようとするときは、事前に市と協議することとする。

ウ 建物等・土地の引き渡しから2年以内に、事業計画に基づく事業を開始すること。

エ 契約期間終了後は、建物等の撤去を事業者負担で行うこと。ただし、埋設管（送水管・導水管・排水管）等については撤去を要さない。

オ 土地貸付にあたっては、①岩内仙峡沿いの遊歩道や岩内川へ下りる道を利用する人が敷地内道路を予告なく通行すること、②市が敷地内に設置したマウンテンバイクトレイルを利用者が予告なく通行すること及びトレイルの管理等作業のため業者等が通行すること、③敷地内にある市所管の像を設置継続すること及び年間1～2回の草刈作業等のため通行すること、について認めることを付帯条件とする。

カ 冬季に利用する場合は、土地貸付区域の除雪については事業者が行うこと。また、給水施設を冬季も含め通年で使用した実績がこれまでなく、事業者が確認すること。

#### 4. 担当部課

帯広市教育委員会生涯学習部 生涯学習文化室児童会館

#### 5. プロポーザル方式の形式

公募型

#### 6. 参加資格・条件

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。
- ・帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ・帯広市税を滞納していないこと。

#### 7. 実施要領等の入手方法

実施要領やその他資料については、帯広市ホームページからのダウンロード、または、帯広市児童会館で直接入手すること。

#### 8. 参加申込

##### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式 1）
- イ 誓約書（別紙様式 1 添付資料） ※共同企業体の場合は全構成員の提出が必要。
- ウ 帯広市税完納証明（帯広市内に本支店等がある場合）
- エ 過去 3 カ年の決算書類
- オ 事業者の業務概要がわかる資料（パンフレット等）

##### (2) 提出先

帯広市教育委員会生涯学習部 生涯学習文化室児童会館

##### (3) 提出方法

帯広市児童会館へ持参又は郵送で提出する。

##### (4) 提出期限

令和 4 年 9 月 20 日（火） 午後 5 時 30 分（必着）

##### (5) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の確認結果については、資格の有無にかかわらず全参加申込者に通知する。

## 9. 企画提案書の内容及び作成・提出方法

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）

提案書には、次の事項をすべて記載すること。

①利活用に関する基本理念・方針

②利活用の概要

○施設名称（現時点の案や仮称等でも可。）

○事業内容及び運営規模

○利活用に関するスケジュール

○施設利用計画図

③運営体制

○運営形態及び人員配置・雇用方針

④資金計画書及び事業収支計画

○事業費概算書

○資金調達計画書

○収支計画書（10年分）

#### イ 建物等購入希望価格書（別紙様式2-1）

#### ウ 土地借受希望価格書（別紙様式2-2）

### (2) 提出部数

- ・提出書類（9-(1)）アについては、正本1部、副本10部とする（原則A4サイズ用の紙を用いること。一部のページにA3を織り込むことは可）。
- ・同イ、ウについては、各1部とする。

### (3) 提出先

帯広市教育委員会生涯学習部 生涯学習文化室児童会館

### (4) 提出方法

帯広市児童会館へ持参又は郵送で提出する。

### (5) 提出期限

令和4年10月20日（木）午後5時30分（必着）

## 10. 現地視察

希望があれば、双方の日程を調整の上、現地視察に対応する。

### 11. 質疑・回答

#### (1) 受付期間

令和4年9月1日（木）～10月11日（火）

#### (2) 提出先

帯広市教育委員会生涯学習部 生涯学習文化室児童会館

### (3) 提出方法

質問書（任意様式）を電子メール又はFAXいずれかの方法により、帯広市児童会館に提出する。

### (4) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、電子メール又はFAXいずれかの方法により回答する。なお、回答は質問者を含めたすべての参加申込者に知らせるとともに、帯広市ホームページに回答内容を公表する。

## 1 2. 利活用事業者の選定方法

### (1) 利活用事業者の選定審査方法

利活用事業者の選定については、「帯広市岩内自然の村」廃止後の建物・土地の利活用に係る民間事業者選定のための公募型プロポーザル審査委員会において、提出書類の内容を総合的に勘案して選定する。その際、提案者の実績等も含め評価するため、商号又は名称等を匿名とせずに審査する。

なお、帯広市ホームページ等で選定結果を公表する際は、選定事業者以外の提案者名について匿名とする。

### (2) 選定基準

企画提案書及びヒアリングにより、次の評価基準に基づき審査及び評価を行う。なお、各委員が採点した合計得点から平均を算出して各申込者の最終得点とし、60点以上の提案から選定する。

「帯広市岩内自然の村」廃止後の建物・土地の利活用に係る民間事業者選定のための公募型プロポーザル審査 評価基準

| 評価項目                                | 審査基準（着眼点）   | 配点   |
|-------------------------------------|---|------|
| 事業内容に関する事<br>（施設や周辺環境の活用）<br>（計20点） | 施設特性を活かした利活用方法であるか。（観光、自然体験、農業体験、ワーケーション、食の取り組み等の事業が取り入れられているか） | 10点  |
|                                     | 周辺の岩内仙峡などの観光資源との調和や連携がなされているか。                                  | 10点  |
| 事業内容に関する事<br>（地域振興への寄与）<br>（計20点）   | 岩内周辺や市全域の地域振興への波及効果が見込めるか。                                      | 10点  |
|                                     | 市民利用への配慮がなされているか。（帯広市民が利用できる事業の有無、帯広市事業との連携など）                  | 10点  |
| 事業の継続性と<br>運営体制に関する事<br>（計20点）      | 過去に類似事業の実施実績はあるか。   | 5点   |
|                                     | 施設の管理運営計画・事業スケジュール・リスク管理が具体的かつ適切であるか。                           | 5点   |
|                                     | 事業期間が長期的であるか。   | 5点   |
|                                     | 適切な人員の配置、雇用計画であるか。  | 5点   |
| 資金計画・事業収支計画に<br>関すること<br>（計20点）     | 長期的な経営が期待できる資金計画・財務状況であるか。                                      | 10点  |
|                                     | 根拠が明確な事業収支計画であるか。   | 10点  |
| 売却・貸付希望価格に<br>関すること<br>（計20点）       | 建物の売却希望価格に対する評価   | 15点  |
|                                     | 土地の希望貸付料に対する評価  | 5点   |
| 合計                                  |   | 100点 |

(3) 選定結果の通知

選定結果は採否に関わらず、すべての提案者に通知する。

### 13. ヒアリングの実施

(1) 実施日程

令和4年10月下旬

(2) 実施方法

- ア 提案者から提案書の内容説明（30分以内）※準備時間は除く。  
提案書に基づいた説明とし、説明者は2名を上限とする。
- イ 審査委員による質疑（15分程度）

### 14. スケジュール

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 令和4年9月1日(木)   | 募集関係資料の公表、提案者公募 |
| 令和4年9月20日(火)  | 参加申込書提出期限       |
| 令和4年10月上旬     | 参加資格の決定、通知      |
| 令和4年10月11日(火) | 質問書提出期限         |
| 令和4年10月20日(木) | 企画提案書提出期限       |
| 令和4年10月下旬     | 審査（ヒアリング等）      |
| 令和4年11月上旬     | 選定結果通知・公表       |
| 令和4年12月中旬(予定) | 基本協定締結          |
| 令和5年3月下旬(予定)  | 契約締結            |
| 令和5年4月以降      | 対象物件の引き渡し       |
| 令和5年4月以降      | 事業開始            |

### 15. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反する事項が認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合又は他社の代理をした場合（ただし、協力事業者等が複数の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。）
- キ その他、本市担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字・脱字の修正等、軽微なものを除く）。



(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) 実施要領への同意

提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

## 16. 企画提案書の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 17. 事業者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

選定された事業者と具体的な事業内容を協議した上で、基本協定を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において各申込者の最終得点が次点の候補者（60点以上）と協議することとする。

(2) 契約締結

基本協定を締結した上で、建物等の売却契約及び土地の貸付契約（事業用定期借地権及び賃貸借契約）を締結する。

(3) 建物等・土地の引き渡し

建物等の引き渡しは、売却契約の締結後、売却代金が完納されてから行う。

土地の引き渡しは、貸付契約の締結後、貸付期間の初日に行う。

なお、土地の貸付料は4月から6月分までの分は4月末日、7月から9月分までの分は7月末日、10月から12月分までの分は10月末日及び1月から3月までの分は1月末日までに納入するものとする。

## 18. 契約等に関する事項

(1) 費用負担等について

本市との協議に必要な経費、応募に関する費用、公正証書の作成費用その他この契約の締結に必要な経費は事業者の負担とする。

(2) 契約不適合責任についての特約

事業者は引き渡された建物等・土地（物品等を含む。）が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときにおいても、履行の追完、価格・貸付料の減免、損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(3) 契約の更新について

契約の更新は行わない。なお、利活用期間の延長が必要な場合、市と事業者は協議の上、再契約を行う。

**19. 遵守事項**

業務を遂行するにあたっては、帯広市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

**20. 問合せ先**

帯広市教育委員会生涯学習部 生涯学習文化室児童会館 担当：高田

住所：〒080-0846 北海道帯広市緑ヶ丘2番地

電話：0155-24-2434

FAX：0155-22-5401

E-mail children\_hall@city.obihiro.hokkaido.jp

(様式1-1) 単独用

年 月 日

公募型プロポーザル参加申込書

帯広市長 米沢 則寿 様

(住 所)  
(事業者名)  
(代表者名)



次の公募型プロポーザルについて、関係書類を添付して、参加を申し込みます。

「帯広市岩内自然の村」廃止後の建物・土地の利活用に係る民間事業者選定のための  
公募型プロポーザル

〈提案者概要〉

|                   |      |            |      |
|-------------------|------|------------|------|
| ふりがな<br>提案者名      |      |            |      |
| 所在地<br>〒       —  |      |            |      |
| 電 話 番 号           |      | F A X 番 号  |      |
| 資 本 金             |      | 従 業 員 数    |      |
| 設 立 時 期           |      | 連絡用メールアドレス |      |
| 過去3年間の<br>売上高(千円) | ( 年) | ( 年)       | ( 年) |
| 主な業務内容            |      |            |      |

〈実施責任者及び業務担当者〉

○実施責任者

| 氏 名 | 役 職 | 経験年数 | 主な業務経歴 |
|-----|-----|------|--------|
|     |     |      |        |

○業務担当者(複数の場合は、全て記載願います。)

| 氏 名 | 役 職 | 経験年数 | 主な業務履歴 |
|-----|-----|------|--------|
|     |     |      |        |

〈過去の実績〉

| 契 約 名 | 発 注 者 | 完了年月 | 事業費(千円) | 業 務 概 要 |
|-------|-------|------|---------|---------|
|       |       |      |         |         |
|       |       |      |         |         |

※過去に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績があれば、記載してください。  
(国・地方公共団体の実績があれば、優先的に記載してください。)

〈その他必要事項〉

(必要に応じて記載)

公募型プロポーザル参加申込書

帯広市長 米沢 則寿 様

(住 所)  
(事業者名)  
(代表者名)



次の公募型プロポーザルについて、関係書類を添付して、参加を申し込みます。

「帯広市岩内自然の村」廃止後の建物・土地の利活用に係る民間事業者選定のための公募型プロポーザル

〈提案者概要〉

|                      |         |            |         |
|----------------------|---------|------------|---------|
| ふりがな<br>提案者名         |         |            |         |
| 所在地<br>〒           — |         |            |         |
| 電 話 番 号              |         | F A X 番 号  |         |
| 資 本 金                |         | 従 業 員 数    |         |
| 設 立 時 期              |         | 連絡用メールアドレス |         |
| 過去3年間の<br>売上高(千円)    | (    年) | (    年)    | (    年) |
| 主な業務内容               |         |            |         |

〈実施責任者及び業務担当者〉

○実施責任者

| 氏 名 | 役 職 | 経験年数 | 主な業務経歴 |
|-----|-----|------|--------|
|     |     |      |        |

○業務担当者(複数の場合は、全て記載願います。)

| 氏 名 | 役 職 | 経験年数 | 主な業務履歴 |
|-----|-----|------|--------|
|     |     |      |        |

〈過去の実績〉

| 契 約 名 | 発 注 者 | 完了年月 | 事業費(千円) | 業 務 概 要 |
|-------|-------|------|---------|---------|
|       |       |      |         |         |
|       |       |      |         |         |

※過去に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績があれば、記載してください。(国・地方公共団体の実績があれば、優先的に記載してください。)

〈その他必要事項〉

(必要に応じて記載)

〈構成員概要〉

|                      |         |            |         |
|----------------------|---------|------------|---------|
| ふりがな<br>提案者名         |         |            |         |
| 所在地<br>〒           — |         |            |         |
| 電 話 番 号              |         | F A X 番 号  |         |
| 資 本 金                |         | 従 業 員 数    |         |
| 設 立 時 期              |         | 連絡用メールアドレス |         |
| 過去3年間の<br>売上高 (千円)   | (    年) | (    年)    | (    年) |
| 主な業務内容               |         |            |         |

〈構成員概要〉

|                      |         |            |         |
|----------------------|---------|------------|---------|
| ふりがな<br>提案者名         |         |            |         |
| 所在地<br>〒           — |         |            |         |
| 電 話 番 号              |         | F A X 番 号  |         |
| 資 本 金                |         | 従 業 員 数    |         |
| 設 立 時 期              |         | 連絡用メールアドレス |         |
| 過去3年間の<br>売上高 (千円)   | (    年) | (    年)    | (    年) |
| 主な業務内容               |         |            |         |

〈構成員概要〉

|                      |         |            |         |
|----------------------|---------|------------|---------|
| ふりがな<br>提案者名         |         |            |         |
| 所在地<br>〒           — |         |            |         |
| 電 話 番 号              |         | F A X 番 号  |         |
| 資 本 金                |         | 従 業 員 数    |         |
| 設 立 時 期              |         | 連絡用メールアドレス |         |
| 過去3年間の<br>売上高 (千円)   | (    年) | (    年)    | (    年) |
| 主な業務内容               |         |            |         |

(様式1 添付資料)

年 月 日

誓約書

帯広市長 米沢 則寿 様

(住 所)

(事業者名)

(代表者名)



私は、「帯広市岩内自然の村」廃止後の建物・土地の利活用に係る民間事業者選定のための公募型プロポーザルへの参加申込みにあたり、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと及び帯広市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領による指名停止期間中でないことを誓約します。

上記誓約事項について関係機関に照会されることを承諾するとともに、誓約事項に反することが判明した場合には、公募型プロポーザルへの参加申込み又は事業者選定が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

(様式2-1)

帯広市長 米沢 則寿 様

年 月 日

## 建物等購入希望価格書

建物等に係る購入価格は、下記のとおりです。

記

### 【購入希望価格】

| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
|   |    |    |    |   |   |   |   |   |

※購入希望価格は、算用数字を用いて表示し、最初の数の前に「¥」を付けてください。

※税抜き価格でお願いします。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 事業者名<br>(代表事業者名)<br>代表者名 |  |
| 所在地                      |  |

(様式2-2)

帯広市長 米沢 則寿 様

年 月 日

## 土地借受希望価格書

土地に係る借受希望価格（年額）は、下記のとおりです。

記

### 【借受希望価格】

| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
|   |    |    |    |   |   |   |   |   |

※借受希望価格は、算用数字を用いて表示し、最初の数の前に「¥」を付けてください。

※非課税

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 事業者名<br>(代表事業者名)<br>代表者名 |  |
| 所在地                      |  |